

「地域福祉プラザ」の整備について

本市がめざす、地域住民や多様な主体の参加による、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域住民等のネットワークの拠点として、また、世代や属性を超えた総合支援拠点として、令和2年1月に供用開始予定の市役所分庁舎内に整備する「地域福祉プラザ」について、基本的なコンセプトや機能、運営方法等がほぼまとまりましたので、報告いたします。

1 これまでの経過と整備の必要性

福祉拠点の整備につきましては、障がい者団体をはじめとする関係団体からの要望もいただく中で、過去に「ふじさわ総合計画2020」の実施計画に検討が位置付けられ、その後、湘南C-X地区内における整備に向けて取組が進められたものの、実現には至りませんでした。

そのような中、このたびの分庁舎の再整備にあわせ、藤沢型地域包括ケアシステムの実現に向けた地域福祉推進の理念のもと、改めて福祉拠点の整備計画を進めており、その方向性を平成30年1月30日の藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会等で報告させていただいたところです。

一方、同年4月1日施行の改正社会福祉法は、複雑化する地域生活課題の解決に向けて、地域力の強化と包括的支援体制の整備のための基盤づくりや環境整備に関する市町村の責任を明確化しており、これは本市がめざす藤沢型地域包括ケアシステムの取組を一層後押しする形となっています。

このことを踏まえ、藤沢型地域包括ケアシステムの目標である、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に寄与する拠点として、分庁舎の1階及び2階を活用し、地域づくりに参加する多様な主体への支援や、地域活動の担い手の育成、交流の場の整備等を目的とした「※地域福祉プラザ」の整備を行うものです。

※これまで、「(仮称)地域福祉推進プラザ」と表現してきましたが、地域福祉は「誰もが主体となって参加し、協働する」ことを意識し、「行政主導的」なイメージとならないよう、あえて「推進」という言葉を外した「地域福祉プラザ」を愛称とします。

2 地域福祉プラザの基本コンセプト及び機能

(1) 基本コンセプト

地域福祉推進の拠点として、地域福祉プラザの各種機能が有機的につながることで、地域生活課題の解決に向け多様な主体が活動・交流を通じてつながること、そして地域福祉プラザと地域住民等とがつながることを意図

し、地域福祉プラザの基本コンセプトを「地域をつなぐ～多様な主体による参加と協働」とし、次のような運営を目指します。

ア 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」とします。）を中心として、障がい者団体や社会福祉法人等の連携・協力により地域福祉プラザを運営します。

イ 福祉に関する相談支援、障がい者等の社会参加、子育て支援等の機能を有機的につなぎ、連携した運営を行います。

ウ 地域生活課題等の解決に資する情報や、地域福祉の推進を目的に活動する多様な主体の情報、また、福祉に関する事業やイベント等の情報を積極的に収集し、発信します。

エ 藤沢駅至近のアクセスの良さや・バリアフリーに配慮した施設設計により、多様な主体の集まりやすさ・活動のしやすさに配慮します。

（２）主な機能（配置図は６ページに掲載）

地域福祉を担う多様な主体の活動と、地域住民の社会参加を促進するため、各種の機能を分庁舎に配置します。

また、市社会福祉協議会の「ふじさわボランティアセンター」の機能拡充を行い、新たに「地域福祉活動センター」を組織することで、福祉に関するボランティア団体等の担い手の育成はもとより、障がい者をはじめとする当事者会等への団体支援の充実を図ります。

ア 分庁舎 1階

（ア）市社会福祉協議会…玉半ビルから移転

- ◎ 各種支援機関との連携による総合相談機能
- ◎ 市域におけるインフォーマルな地域福祉サービスの集約
- ◎ 生活福祉資金等の貸付や各種援護事業の実施
- ◎ 在宅福祉サービスセンターによる各種公的在宅福祉サービス事業の調整、介護保険事業、障がい者総合支援事業の実施
- ◎ ふじさわあんしんセンターによる成年後見制度及び日常生活自立支援等、権利擁護関係事業の実施
- ◎ コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援及び生活困窮者等の相談支援の実施

（イ）障がい者の社会参加促進

障がいのある方の働く場あるいは活動の場として、以下の施設を設置します。

- ◎ 福祉喫茶室

- ◎ 物販スペース（市役所本庁舎で実施しているものを追加実施）
- ◎ 障がい者団体をはじめとする当事者団体がメンター役となる相談窓口ブース

(ウ) 高齢者の社会参加促進

「藤沢市老人クラブ連合会事務局」を老人福祉センター（やすらぎ荘）から移転し、各地区の単位老人クラブ等に対し、高齢者の地域参加や多様な主体との連携、世代間交流等を推進するための支援を行います。

(エ) 再犯防止の取組と社会を明るくする運動

「藤沢地区更生保護サポートセンター」を湘南台の民間ビルから移転するとともに、保護司会の事務局を（公財）藤沢市みらい創造財団から市社会福祉協議会に移管し、様々な課題を抱える対象者の更生支援にあたる保護司の活動に対する、地域や支援関係機関等と連携したサポート体制を構築します。

また、犯罪・非行防止の活動として「社会を明るくする運動」を推進します。

イ 分庁舎2階

(ア) 障がい者の社会参加促進

「JOBチャレふじさわ」をNTTビルから移転し、藤沢市における障がい者雇用の取組を地域福祉プラザの機能として位置付けます。

(イ) 子育て支援の場

「ファミリー・サポート・センター」を湘南台文化センター内から移転し、子どもの預かり・送迎等の支援を行うとともに、制度の狭間を埋めるための働きかけを行います。

また、各種の取組を実施するにあたり、子ども連れでの活動を支援するための「キッズスペース」を設置します。

(ウ) 各種団体の活動の場（多様な主体への活動支援）

「地域福祉活動センター」の設置により、地域活動を行う多様な主体に対して、「活動室」の利用を含め、自主的な活動や交流の支援を行うとともに、支援が必要な方を、インフォーマルな主体も含めた支援関係機関等につなげるコーディネートを行い、生活課題の解決を図ります。

また、「社会参加スペース」の設置により、地域で孤立しがちな方の

活動の場とするとともに、支援関係機関等と連携し、一人ひとりにあつた社会参加のきっかけづくりをコーディネートします。

(エ) 多様な主体の活動支援と情報配信の取組

「多目的スペース」の設置により、各種団体の交流や当事者の方が自由に活動するためのフリースペースでチラシ・掲示板等の活用による情報提供を行います。

また、団体及び地域活動の支援のため、地域資源をデータベース化して管理するとともに、福祉情報の一元的な検索を可能とするため、フォーマル・インフォーマルな情報を配信する「福祉情報配信サイト」を開設します。

(3) 活動室の利用方法等

多様な団体の活動支援を目的として設置した活動室については、その目的に照らし、無料で利用できることとし、障がい者をはじめとする当事者会・家族会等については、活動スペースの確保のため、他団体よりも優先して利用調整ができるよう、予約開始日を早める等の対応を行います。

なお、基本的な使い方は次のとおりです。

◎ 供用時間（1コマ1時間）

平日：午前9時～午後8時

土日・祝日（年末年始を除く）：午前9時～午後5時

◎ 利用団体

ア 障がい者をはじめとする当事者会及び家族会

イ 福祉関係ボランティア団体、市域で活動する高齢者団体・子育て支援団体・福祉関係事業者等

3 運営方法等

各種福祉機能を集約し、地域福祉プラザとして展開させるため、市社会福祉協議会の以下の事業等を補助事業として位置付けて実施します。

- (1) 地域福祉プラザに集約する各種機能との連携に関する取組
- (2) 地域福祉活動センターの運営
- (3) 福祉情報の配信に係る新たな取組
- (4) 社会参加スペースの運営

なお、地域福祉プラザを構成する各機能の運営方法及び担当課は、次ページの表のとおりです。

○地域福祉プラザを構成する主な機能の運営方法及び担当課

複合化された機能	運営・事業実施主体	担当課
市社会福祉協議会 【分庁舎1階】 総合相談機能 ふじさわあんしんセンター 在宅福祉サービスセンター バックアップふじさわ社協 各種法外援護事業 【分庁舎2階】 地域福祉活動センター (ふじさわボランティアセンター) (各種団体への活動支援)	市社会福祉協議会 (業務委託・補助・団体自主事業)	福祉健康総務課 地域包括ケアシステム推進室
高齢者の社会参加促進 藤沢市老人クラブ連合会事務局の設置	市社会福祉協議会への補助 (団体事務)	福祉健康総務課
各種団体の活動の場 社会参加スペース	市社会福祉協議会への補助	
各種団体の活動の場 多目的スペース	市社会福祉協議会への補助	
子育て支援の場 キッズスペース	市社会福祉協議会への補助 (事業利用等の調整)	子ども家庭課
子育て支援の場 ファミリー・サポート・センター	業務委託	子ども家庭課
障がい者の社会参加促進(1) 物販スペース	障がい者事業者	障がい福祉課
障がい者の社会参加促進(2) 福祉喫茶室	障がい者事業者	
障がい者の社会参加促進(3) 障がい者団体等相談ブース	障がい者団体等 ※市社会福祉協議会への補助 (事業利用等の調整)	
障がい者の社会参加促進(4) JOBチャレふじさわ	市直営	産業労働課／職員課
再犯防止の取組と社会を明るくする運動 (1)藤沢地区更生保護サポートセンター (2)保護司会事務局	(1)藤沢地区保護司会 (2)市社会福祉協議会への補助 (団体事務)	青少年課→福祉健康総務課

4 今後のスケジュール

令和元年10月・・・分庁舎竣工

11月・・・福祉喫茶室事業者内定

12月・・・分庁舎落成式(地域福祉プラザ内覧等)

市社会福祉協議会等各事業所移転

令和2年 1月・・・分庁舎供用開始

地域福祉プラザオープン

※以下の機能は4月から稼働

○福祉喫茶室

○藤沢市老人クラブ連合会事務局

○保護司会事務局

○平日夜間・土日祝日の活動室供用

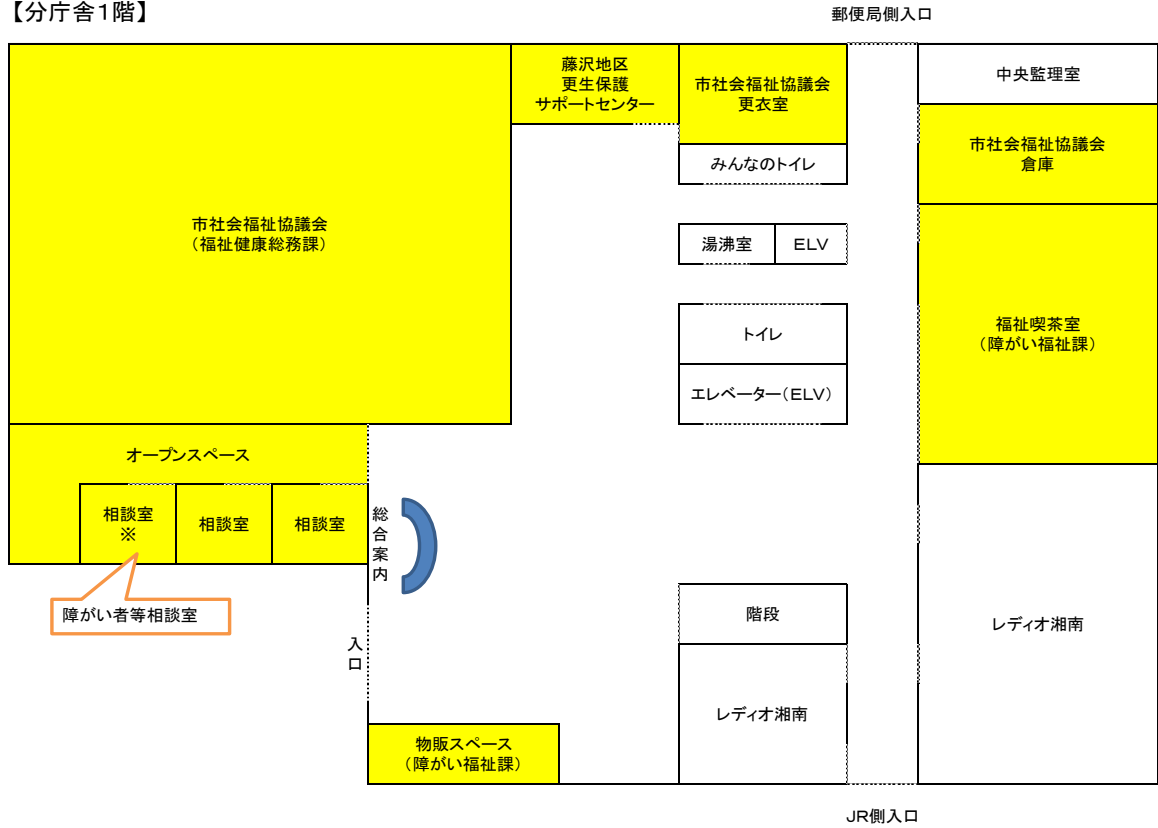
○福祉情報配信サイト(順次情報掲載予定)

以上

(事務担当 福祉健康部福祉健康総務課)

○地域福祉プラザ配置図

【分庁舎1階】



【分庁舎2階】

